

神戸市海洋ビジネスコーディネーター（北海周辺地域）の  
業務内容及び委託経費について

1. 主な業務内容

- 北海周辺地域の海洋産業関連企業、自治体、関係政府機関及び業界団体の抽出及び調査
- 神戸市の中小企業の受注機会創出を目的とした、認証機関の調査、具体的な手続の把握
- 視察に際した調整（事前調査、面会等のセッティング、現地アテンド、その他サポート等）
- 神戸市と現地の海洋系大学との海洋人材育成にかかる連携のための事前調査、調整

2. 基本委託料（134万円）

- (1) 業務管轄地域における海洋産業の構造・規模・展望に関するレポートの作成及び神戸市への提出
- (2) 月例活動報告書の作成及び神戸市への提出
- (3) 業務管轄地域の最新の産業・経済動向、海洋人材育成の情報収集及び神戸市への報告（平成30年10月、平成31年1月及び3月、月末までにA4用紙（※1枚1,600字程度）で2～3枚程度。様式自由）
- (4) 日常得た神戸市にとって有益と思われる業務管轄地域の個別情報の神戸市への報告
- (5) 業務遂行にかかる神戸市との打ち合わせ（必要に応じてSkype等で実施）

3. 実績委託料（上限216万円）

(1) 業務管轄地域の海洋産業参入のための企画・立案

項目	実績委託料対象	金額
①業務管轄地域における海洋産業の構造・規模・展望をもとに、各分野における参入のメリット・デメリットに関するレポート	調査及びレポートの提出があった場合	1件につき100,000円 ※A4 5枚以上（1枚は1,600字程度）を目安とする。
②神戸市内の企業に関心を持った企業等への訪問ヒアリング及び議事録の神戸市への提出	訪問ヒアリング及び議事録の提出があった場合 （ただし、訪問ヒアリングの前に神戸市に報告を行い、神戸市の許可を得ること。）	1件につき20,000円

## (2) 神戸市内企業の海外展開支援及び現地自治体等との連携支援等

項目	実績委託料対象	金額
①見本市等への参加及びレポートの提出	見本市等への参加及びレポートの提出があった場合	100,000円/1見本市 ※A4 5枚以上(1枚は1,600字程度)を目安とする。
②神戸市内企業と業務管轄地域企業とのビジネスマッチング支援及びアテンド	具体的な商談につながるような企業間の面談が実現した場合	200,000円/1件
③神戸市と業務管轄地域自治体、政府関係機関、業界団体等(組織の意思決定に一定の権限を有する幹部職員に限る)との面談調整及びアテンド	面談(Skype等でも可)が実現した場合	200,000円/1件

※①～③はいずれも神戸市の依頼に基づいて行うものとする。

## (3) 専門調査

項目	実績委託料対象	金額
神戸市の依頼に基づく各産業分野等における専門調査	調査及びレポートの提出があった場合	100,000円/1件 ※A4 5枚以上(1枚は1,600字程度)を目安とする。
	調査のために他の機関等への訪問ヒアリングを行った場合 (ただし、事前に訪問の必要性を神戸市へ説明を行い、神戸市の許可を得ること。)	20,000円/1機関

## (4) メディアの招聘

項目	実績委託料対象	金額
神戸市が指定する分野のメディア(テレビ・新聞・雑誌等)への神戸の取材アレンジ	取材に基づくメディア発信が実現した場合	100,000円/1件

## (5) 神戸市職員又は神戸市内企業の出張支援

項目	実績委託料対象	金額
神戸市職員及び神戸市内企業の出張訪問先のアレンジ及びアポイントメント取得	アポイントメント取得	20,000 円/1 件
	訪問アテンド	2,500 円/1 時間 ※1 時間未満については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。

## (6) その他

項目	実績委託料対象	金額
その他、上記以外の神戸市が特別に求める事項	調査・レポートの神戸市への提出	50,000 円/1 件 ※A4 5 枚以上(1 枚は 1,600 字程度)を目安とする。

## (7) 実費等

項目	実績委託料対象	実績委託料
コーディネーター活動のために必要となる実費 (航空運賃、長距離鉄道等[エコノミークラス等に限る]、見本市登録料など) ※航空機、長距離鉄道等を使用しない近距離での移動に係る経費は基本委託料に含まれる。	左記の実費 (ただし、対象範囲については、事前に神戸市と協議を行い、神戸市の許可を得ること。)	実費 支出の証拠となる書類を保管し、神戸市の求めに応じて提出してください。
業務管轄地域内での国外出張	国外出張に伴う宿泊費・日当	神戸市の旅費規程に基づく。

※コーディネーター活動のために必要となる実費を伴う活動については、事前に神戸市に、目的・行程・活動内容及び経費概算等を記載した出張計画書を提出し、承認を受けること。

※宿泊費・日当については、神戸市職員の旅費規程に準じ、実際の所要額に関わらず定額での支払とする。ただし、実際の宿泊価格が旅費規程に定める定額を超える場合であって、当該宿泊先の選定に必要性・合理性があると神戸市が認めるときは、実際の宿泊価格での支払とする。また、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合は、宿泊料等経費を支給しない。